

年金・手当など



障害基礎年金 (身) (知) (精)

問 ① 20歳前の期間に初診日がある方

② 第1号被保険者(自営業、学生など)の期間に初診日がある方、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある方

③ 第3号被保険者(厚生年金などの加入者に扶養されている配偶者)の期間に初診日がある方

①・②の窓口 各区役所・宮城総合支所 保険年金課、秋保総合支所 保健福祉課

③の窓口 年金事務所

国民年金に加入中または加入していた方が病気やけがによって65歳の誕生日の前々日までに障害者となり医療機関を受診していたとき、または20歳前に障害者となった方が20歳に達したとき等に、障害等級表のいずれかの状態にあれば、障害基礎年金が支給されます。障害の程度により1級と2級に分けられます。

支給要件 ① 一定の保険料の納付期間があること

② 20歳前の障害によって支給される場合は、所得制限(※)あり

※年金受給者本人の所得が一定額以上の場合、年金額の半額または全額が支給停止となります。

※老齢基礎年金の繰り上げ請求をした場合は、障害年金を受給することはできません。

※所得が一定の額以下の方に対し、年金生活者支援給付金が支給されます。

年金額

1級:年額1,059,125円(月額88,260円)(令和8年度)

2級:年額 847,300円(月額70,608円)(令和8年度)

※18歳未満の子がいる場合の加算(障害の状態にある子は20歳未満)

※市区町村から支給される児童扶養手当と支給額の調整がされます。

2人目の子まで1人につき年額243,800円(月額20,316円)(令和8年度)

3人目以降1人につき年額81,300円(月額6,775円)(令和8年度)

支給方法

年6回(2、4、6、8、10、12月)に2ヶ月分ずつ本人に支払われます。

※請求手続きが可能かどうか納付要件の確認が必要となります。病名が判明していない場合でも、障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)をご確認の上ご相談願います。

手続時期

初診日から1年6ヶ月を経過した日または初診日後の症状が固定した日以降(20歳前に障害者となった方については、20歳に達した日)

※20歳時点で初診日から1年6ヶ月を経過していなければ1年6ヶ月を経過した日。

令和8年9月1日(火)から実施しています

窓口の受付時間は**9:00 ~ 16:30**

変更後の受付時間でのご来庁にご協力をお願いします。

令和8年9月

令和9年2月~

移行期間

窓口受付時間変更(9:00~16:30)

令和9年1月31日までは移行期間とし、受付時間の変更を知らずに来庁された方も対応します。

※区役所・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課は令和8年10月1日から開始します。

対象窓口

- 市役所本庁舎・分庁舎・仮庁舎
 - 区役所・総合支所
 - 窓口のある公所等・消防局・水道局・ガス局
- ※一部窓口を除きます。詳しくは仙台市ホームページをご覧ください。

せんだいオンライン申請サービスでスマホから手続!
住民票の写し・印鑑登録証明書などの取得はコンビニがお得!



仙台市ホームページ
詳しくはこちら

障害厚生年金 身 知 精



問 ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165

※年金事務所、街角の年金相談センター仙台でのご相談・お手続きを希望される場合は、事前にご予約が必要です。ご予約は予約受付専用番号にて承ります。

【予約受付専用電話】 TEL 0570-05-4890

※公務員の方は所属する官公署の共済組合にお問い合わせください。

厚生年金保険に加入中の病気やけがによって障害者となり障害の程度が障害等級表のいずれかの状態になっている場合、障害の程度により、1級から2級の場合は障害基礎年金と障害厚生年金、3級の場合は障害厚生年金、軽度の場合は障害手当金(一時金)が支給されます。

支給要件 一定の保険料の納付期間があること
※請求手続きが可能かどうか納付要件の確認が必要となります。病名が判明していない場合でも、障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)をご確認の上ご相談願います。

年金額 平均標準報酬月額、厚生年金保険加入期間などからそれぞれ算出されます。1級、2級には配偶者の加給年金があります。

支給方法 年6回(2、4、6、8、10、12月)に2ヶ月分ずつ本人に支払われます。

手続時期 初診日から1年6ヶ月を経過した日または初診日後の症状が固定した日以降

特別障害給付金 身 知 精



問 各区役所・宮城総合支所 保険年金課、秋保総合支所 保健福祉課

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者の方に対し、福祉的措置として創設された制度です。

対 象

- 1 平成3年3月以前に国民年金任意加入の対象だった学生
- 2 昭和61年3月以前に国民年金任意加入の対象だった被用者等の配偶者(厚生年金・共済組合等の加入者の配偶者、厚生年金・共済組合等の老齢給付受給権者の配偶者)
- 3 ①②の方で、任意加入していなかった期間内に傷病の初診日があり、65歳に達する日の前日までに障害基礎年金1級、2級相当の障害になった方

支給額 1級 月額58,650円、2級 46,920円(令和8年度)

支給方法 年6回(2、4、6、8、10、12月)に2ヶ月分ずつ本人に支払われます。

支給制限

- ・本人の所得が一定額以上の場合、特別障害給付金の全額または半額が支給停止になります。また、日本国内に住所を有しない場合や、刑事施設等に拘禁されている場合、故意に障害等を生じさせた場合などにも、支給制限があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合、その受給額分を差し引いた額が支給されます(その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合には、特別障害給付金は支給されません)。
- ・経過福祉手当を受給している方は、特別障害給付金が支給される場合、経過福祉手当の受給資格がなくなります。

小慢さぽーとせんたー



小児慢性特定疾病児童等(長期にわたり治療が必要な病気をもつ子どもたち)及びそのご家族の支援を目的として、宮城県と共同で東北大学病院内に「小慢さぽーとせんたー」を設置し、相談支援を行うとともに、当事者や支援者、関係機関の皆様を対象とした講演会・交流会を開催しております。詳しくは、小慢さぽーとせんたー HPにてご確認ください。



小慢さぽーとせんたー ☎022-273-6008



特別障害者手当 (身) (知) (精)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課



20歳以上で極めて重度の障害があり、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の方(おおむね身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A程度の障害が重複する方、あるいは極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など)に支給します。

支給制限 次のいずれかにあたる方は受給できません。

- ①施設等に入所している
- ②病院・診療所・介護老人保健施設等に継続して3ヶ月を超えて入院している
- ③障害のある方本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている

手当額 月額 30,450円 ※手当額は変更になる場合があります。

支給方法 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年4回(2、5、8、11月)に3ヶ月分ずつ本人の口座に振り込まれます。

障害児福祉手当 (身) (知) (精)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課



20歳未満で重度の障害があり、日常生活に常時の介護を必要とする在宅の方(おおむね身体障害者手帳1級、2級の一部、療育手帳Aの一部、あるいは極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など)に支給します。

支給制限 次のいずれかにあたる方は受給できません。

- ①施設等に入所している
- ②障害を理由とする公的年金を受給している
- ③障害児本人またはその扶養義務者等の所得が一定額を超えている

手当額 月額16,560円 ※手当額は変更になる場合があります。

支給方法 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年4回(2、5、8、11月)に3ヶ月分ずつ本人の口座に振り込まれます。

児童扶養手当 (身) (知) (精)

問 各区役所 保育給付課、各総合支所 保健福祉課



ひとり親(父または母が重度の障害のある方である場合を含む)で児童を養育している父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

対象 次のいずれかに該当する児童(18歳に達する年度末までの間にある児童または20歳未満で心身に一定の障害のある児童)を養育している父または母または養育者

- ①父母が婚姻を解消した(事実上の婚姻関係の解消を含む)
- ②父または母が死亡した
- ③父または母が重度の障害の状態である
- ④父または母が生死が明らかでない
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている
- ⑥父または母が1年以上拘禁されている
- ⑦未婚の母が出産した子である
- ⑧父または母が保護命令を受けた

支給制限 次のような場合は支給されません。

- ①対象者または児童が日本国内に住所がない場合
- ②父子家庭の場合は母と、母子家庭の場合は父と生計が同じとき(父または母が重度障害の場合を除く)
- ③児童の父または母が事実婚状態にあるなど、婚姻可能な異性と同居しているとき
- ④児童が里親に委託されている、または児童福祉施設に入所しているとき

手当額(令和8年4月分～)

	全部支給額	一部支給額
児童1人目	月額48,050円	所得に応じて月額48,040円～11,340円(10円きざみの額)
児童2人目以降	月額11,350円加算	所得に応じて月額11,340円～5,680円(10円きざみの額)

※手当を受けようとする方または同居している家族の所得が一定額以上の場合、手当の一部または全額が支給停止となります。
 ※手当を受給してから5年経過後に働く意欲がない等の場合は、手当が2分の1に減額されます。

減額が適用されないためには、書類の提出が必要です。

※対象児童が障害基礎年金等の加算対象となっている場合は、加算額部分の額が児童扶養手当額より低いときに、その差額分を児童扶養手当として受給できるように改正されました。改正により手当の対象となる方は、お住まいの区の区役所または総合支所への申請が必要です。

支給方法 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、各奇数月に前月までの2ヶ月分の手当が、指定の口座へ振り込まれます。

特別児童扶養手当 身 知 精 問 各区役所 保育給付課、各総合支所 保健福祉課



精神や身体に中度以上の障害のある児童の父または母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)、父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

対象 精神や身体に中度以上の障害がある20歳未満の児童を監護している父または母、養育者。
 ◎対象となる障害の程度は次のとおり。
 障害の程度により1級または2級に認定されます。
 1級:身体障害者手帳1級・2級の一部、療育手帳Aおよびこれらと同程度の障害
 2級:身体障害者手帳3級・4級の一部、療育手帳Bの一部およびこれらと同程度の障害

支給制限 次のような場合は支給されません。
 ①児童が児童福祉施設等に入所しているとき
 ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき

手当額(令和8年4月分～)

手当額は、認定された児童の障害の程度に応じて支給されます。

1級:児童1人につき月額58,450円
 2級:児童1人につき月額38,930円

※手当を受けようとする方または同居している家族の所得が一定額以上の場合、手当は支給停止となります。

支給方法 認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年3回(4、8、11月)、支給月の前月分までの4ヶ月分(11月の支給は当月分まで)が、指定の口座へ振り込まれます。

通院介護費用支給 難



問 指定難病の方:各区役所・宮城総合支所 障害高齢課
 小児慢性特定疾病の方:各区役所 保育給付課、宮城総合支所 保健福祉課

指定難病、小児慢性特定疾病または特定疾患の認定を受けている20歳未満の方のうち、次のいずれかに該当する方に通院介護費用を支給します。

対象 ①身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方
 ②13歳未満の方
 ③上記以外で通院に介護が必要と医師が認めた方

手当額 月1日通院:月額1,500円、月2日通院:月額3,000円
 月3日通院:月額4,500円、月4日以上通院:月額6,000円

在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成 (身) 問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課



呼吸器または心臓機能障害の方、および難病等により全身性の障害をお持ちの方で、在宅酸素療法を実施しているか、常時人工呼吸器を装備している方に対し、酸素濃縮器または人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成します。

- 対象** ①呼吸器機能障害および心臓機能障害で身体障害者手帳をお持ちの方
②指定難病、進行性筋萎縮症、重症心身障害等により全身性の障害のある方で身体障害者手帳をお持ちの方

- 支給制限** 次のいずれかにあたる方は助成を受けられません。
①施設等に入所している
②病院・診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している
③障害者本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている

助成額 月額3,000円(認定月から支給され、年4回に分けて3ヶ月分ずつ指定の口座に振り込まれます。)

生活福祉資金の貸付 (身) (知) (精) 問 社会福祉協議会 各区・支部事務所 (P70参照)



資金の貸付と必要な支援を行うことにより、世帯の経済的自立と生活の安定向上を目的とする制度です。

心身障害者扶養共済制度 (身) (知) (精)



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

- 障害のある方の範囲** 次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立生活することが困難であると認められる方
・知的障害
・身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方
・精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が上記の方と同程度と認められる方

- 加入資格** 障害者を扶養している65歳未満の保護者で、特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康な方
※障害者1人につき、2口まで加入できます。
※障害者1人に対して複数の保護者が加入することはできません。

心身障害者扶養共済制度掛金の控除・給付金の非課税

問 ・給与所得者:お勤めの会社などの給与担当

・確定申告者:所轄の税務署

・個人市県民税等:財政局市民税課

青葉・泉区にお住まいの方→TEL 214-8637 FAX 214-8613

宮城野・若林・太白区にお住まいの方→TEL 214-8638 FAX 214-8613

心身障害者扶養共済制度加入者が支払う掛金は、所得税及び個人市県民税等の算出の際に全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)されます。また、この制度の給付金(脱退一時金を除く)には所得税及び個人市県民税等が課されません。